

平成28年

第1回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成28年2月16日

平成28年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成28年2月16日(火) 10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
〔 町 長 行政報告 〕
- 日程第3 承認第1号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 江差町旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第9 議案第10号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第10 議案第6号 平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第7号 平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第12 議案第8号 平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第9号 平成28年3月1日から同年3月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越	東亜夫
副	議	長	小笠原	淳夫
議		員	薄木	晴午
	〃		飯田	隆一
	〃		室井	正行
	〃		若山	明廣
	〃		萩原	徹
	〃		小梅	洋子
	〃		塚本	眞
	〃		西海谷	望
	〃		小野寺	眞
	〃		小林	くにこ

◎ 出席説明者

町		長	照井	誉之介
副	町	長	田畑	明
教	育	長	新木	秀幸
総	務	課	長	木村
まちづくり	推進	課	長	出崎
税	務	課	長	岸田
財	政	課	長	斉藤
町民福祉	課	長	清水	直樹
健康	推進	課	長	白鳥
建設	水道	課	長	岸田
追分	観光	課	長	大坂
産業	振興	課	長	大杉
ひのき	荘	長	澤口	純一
出納	室	長	岸田	真由美
学校	教育	課	長	中川
社会	教育	課	長	尾山
総	務	課	主幹	竹内

(議会事務局)

局		長	太田	誠
書		記	秋山	悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成28年第1回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小野寺議員、室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(行政報告)

おはようございます。

始めに、町職員の不祥事に係る処分及び再発防止対策の再構築について、ご報告申し上げます。

本件につきましては、去る2月10日の議会全員協議会におきまして、ご報告申し上げましたが、改めて、北海道指導監査の結果、職員の処分並びに再発防止策に関しまして、ご報告をさせていただきます。

本事案は、江差町地域農業再生協議会の会計から、事務局を担う産業振興課職員(31歳)が事務経費を着服したもので、着服した金額が609,903円、遅延未払いも4万9千、失礼しました、49,197円であったことは、既にご報告したとおりであります。

一点目として、北海道指導監査の結果であります。12月24日に実施され、当該協議会の平成26年度及び平成27年度の経理状況について、支払い期限の遅延・領収書紛失等々の不適正事務に関しての指摘が行われました。

結果として、平成26年度分は年度を超えた事業期間外の支払いや、領収書の紛失等で59,262円が補助対象外経費となったもので、補助金返還の措置がとられたところであり、平成27年度分においても、7,988円が領収書紛失による不適正な会計処理として、補助対象経費外として、なったところあります。

また、平成27年度分は、補助金精算前であることから、当初予算額178万9千円に対し、執行額を866,477円に圧縮しての補助金精算を予定しているところあります。

なお、着服並びに、及び補助金返還等の実損額は、当該職員より自主的に全額返済されております。

二点目として、職員の処分であります。当該職員に対しましては、上司への虚偽報告を繰り返し、預金払出しをしたうえ、着服に及んだ行為は、組織として職員一丸となり再発、失礼しました。不祥事再発防止に取り組む最中での事案として、議会ははじめ町民の皆様からの信頼を失い、組織全体に及ぼした影響は計り知れない行為であることから、懲戒免職し、去る2月10日付けで処分を行いました。

また、上司への、上司へは、現事務局長である課長並びに主幹には減給10パーセント1カ月、前事務局長である課長には厳重注意処分としたところです。

三点目に、再発防止策についてであります。

既に、全職員に配布している再発防止計画書を今一度全職員への徹底を図って参ります。更には、支払い事務や業務遅延の防止強化のため、課内ミーティングを必ず毎週1回実施し、業務確認等を行うこととしました。

また、事務局を担う団体の経理につきましては、再発防止委員会での調査結果をもとに、2月1日から、①通帳印と通帳の保管は必ず複数での管理を徹底すること、②支払方法は口座振替を迫及すること、③支払い済の確認方法を強化すること、④出納状況は毎月1回の確認をすること等々を新たに加え、経理事務の適正化を図って参りま

す。

更に、4月1日から新たな監視体制として、民間による抜き打ちでの経理状況チェックを実施するとともに、新たに民間から再発防止委員会委員を登用し、一刻も早く町民の皆様の信頼を回復するため、再発防止の取組みの構築を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

併せまして、これらの再発防止策は、3月広報において周知をさせていただきます。

最後になりますが、このような不祥事に至りました責任を、私自身、町民の皆様の負託を受けている立場として、その責任を痛感し、給与の減額をしたいと考え、本臨時会に副町長とともに給与を減額する条例、条例提案をさせていただきますことをご報告するとともに、改めましてお詫び申し上げます。

最後に、寄付採納について、ご報告申し上げます。

2件の寄付採納についてです。

初めに、平成27年12月24日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗、代表取締役、小笠原隆様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄付がありました。

昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年ご寄付頂き、これで寄付総額630万円となり、購入させて頂いた図書数も平成26年度までで1,842冊を数え、北海道関連資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところであります。

次に、平成28年1月18日、木古内町字本町218番地、道南スギ産地形成推進協議会会長、大森伊佐緒様より、道南スギの普及PRの一環として、道南スギの木製ベンチ一脚、時価3万円相当のご寄付がありました。ご寄付頂いた木製ベンチにつきましては、町営住宅柏団地内に設置し、住民の交流の場で活用させて頂きたいと考えております。

以上、ご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚意に厚くお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

(議長)

以上で行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の公布に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは説明致します。議案の1頁から3頁、資料1頁から3頁が関係分となっております。今回の一部改正につきましては、地方税法施行規則の改正等により、平成28年1月1日から適用されることとなったことなどから、専決処分を行ったものです。

資料1頁の概要により説明をさせていただきます。本改正は、町民税及び特別土地保有税の減免申請に関して、個人番号を利用する際に必要とされる番号確認と、本人確認に要する納税者の負担を軽減することを目的とし、個人番号を記載した申告の後の手続きとなる減免申請への記載を取りやめることとしたものです。

以上が一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第4、議案第1号、江差町旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

旧江差線(木古内・江差間)の鉄道施設等の整理及び跡地の環境整備の促進を図るため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するものであります。

基金に積み立てる主な原資につきましては、旧江差線廃止に伴う橋梁など鉄道設備の撤去工事費用として、北海道旅客鉄道株式会社が負担する額としております。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

これどっち向いて聞いたらいいですかね。何点かお聞きします。こっちな、こっちな。

それで、後で補正でも具体的に基金の積立ということで提案されますが、この条例のところでちょっとお聞きしたいことがあります。

それで具体的にいよいよこれで旧江差線の跡地活用が実質的に動き出すということになろうかと思えます。それで、前も議員協議会等でもありましたが、今年に入って例のあの陣屋町でJR江差線、江差駅跡地の説明会もあって、色々意見も出ました。

それで、まず、一つ目にお聞きしたいのですが、この間あの特段、議会でもそれから陣屋の説明会でも一定の日程の説明がありました。この日程で何か特段少し早まるという部分がもしあれば教えてもらいたい。特に、線路跡地でいうと南が丘、南、陣屋、南浜に向けての横断がどうしても急がれる、という部分で、一刻も早く町民の利便、特に南が丘の子ども、歩道橋がきちっと、正式な横断道路と。いずれにしても、鉄線、鉄路の撤去などなどの日程で何かあのこの間動きがあればひとつ教えて頂きたい、と思えます。

それで併せて、いよいよ江差線の活用ということで走りますので、その点に関してちょっと関連で一つお聞きしたいと思えます。あのこの説明会で、陣屋の説明会、1月13日の説明会で、参加者から色々意見、要望等出ておりましたが、私も地域からも出て意見が出ていて、私も本当に思っていたのですが、トイレの問題。あのこれは、すべからず、その駅舎跡地の整備だけの問題ではなくて、当然、江差町内で一般の町民もしくは観光客が町内を歩いた時に、どうしても一般町民、観光客が使える公衆トイレという意味では、今度の江差線の跡地活用で整備するというのが一番やりやすい、というのは私も当然だと思うのです。ですから、改めてこの公衆トイレ。前回もあの町長などなど、お話ありましたが、あれからもう1カ月ちょっと経っております。何かあの内部での検討があるか。

それで併せて、駅前の一応、町営住宅の件についてはこの間説明あります。ただそれ以外に、今言いました公衆トイレ、それからもう一つ、バスが、路線バスが引き続き走

ります。そうしますと、この間、陣屋だけじゃなくて、町内のバスの待合所、本当に雨、雪等できちっと屋根付きの、出来ればきちっとした待合所を本当に江差町内少しずつ整備はされておりますが、町の中で本当に少ない。でそれは、ちょっと置いておいて。今の、陣屋の駅舎のところ、せっかく仮に、トイレの要望、それからバスの待合所の要望、これもあります。この前の説明会ではちょっと出てなかったかもしれません。

それから併せて、この場で言います。あの俵藤さんのところでやる、バスの、ごめんなさい。江差線の色々この間の展示物を整備するということですが、この間の議員協議会でも本当にスペース的に十分なスペースなのかということも論議ありました。私は、ここで改めて町長にちょっと提案したい。最初に言った公衆トイレ、それから二つ目に言ったバスの待合所、そして展示物。一定のスペースを取ればこの三つを総合的に整備できるのではないかと。私は今、駅舎だけではなくて、色々な所のこのトイレの問題、バスの問題、それから地域、地域のそういう一定の記念に保存する、展示するという、ちょっと調べてみましたら、結構一体的にやっているところがある。利用者にとってはすごく便利です。また、それぞれ別々に整備するよりも展示もある、トイレも使える、バスの待合所にもなる、そうしますと人の賑わいということについても個々バラバラなよりも総合的な活用が取れると思います。これはちょっと提案です。いずれにしても、いよいよこの基金が設置されて、具体的に動き出す。この今日の提案の中で、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

おはようございます。

私の方から、1問目と4問目の関係でちょっとご答弁させていただきます。

まずあの、JRの跡地の基本的なあの今後のスケジュールですが、これまでも議会全員協議会でもお話したとおり、28年に社会資本整備総合交付金の獲得を視野に入れたヒアリング、或いはその国への計画書提出という運びでございます。基本的な事業の実施につきましては、陣屋団地については29年度から、そして道路の方については今概略設計の成果品を待って、これから道或いは国と協議を進めていくということでございます。なおあの、鉄道の撤去につきましては、3月議会の方でまた詳しく説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

それと、4点目のあの俵藤さんのところの鉄道の記念館というのですかね、記念品を飾るようなことだと思っておりますが、まずもってあの駅舎があつてですね、人が訪れているということも一つ想定されています。ただ、駅舎については解体の方針はこれまでも説明してきたとおりですので、今後人の流れを見ながらですね、あの全体として考えてみた

いなと思います。ただ、当面、スタートするにあたっては、俵藤さんの中で何を展示するか、それらの選択も含めてですね、あの庁内で協議をして、整理をしてみたいと思いますので、宜しくお願い致します。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

駅前に関しまして、トイレと待合所のご質問があったかと思うんですが、そちらについてご答弁させて頂きたいと思います。

トイレでございますけれども、あの13日の地域説明会におきましては、祭りの際に駅のトイレを利用する方が居たのでということのご意見だったかと思うんですが、それにつきましては仮設トイレを祭りの期間中設置してるということですので、そういったもので対応するというので考えておりましたけれども、恒常的な公衆トイレ、それから待合所、そういった部分に関しましては、現在のところ何も考えてございませんでしたというのが正直なところです。今後そういった色々なご意見を頂きながら、内部の方で少し検討させて頂きたいなと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの今日、公式、議会では私、初めて個々別々にはですね、トイレの問題、恒常的なトイレの問題、バスの問題についても個々には予算審議などなどと言っておりましたが、特に陣屋の駅跡地の所で、総合的な特にその展示の部分も含めれば、総合的な部分についてはあの是非、町長等ご検討ください。

それで、ちょっと再、再質問か。これ、あれかな。鉄路ちょっと改めてもう今更もうこれ仕方ないのかなと思うんですが、ちょっと改めてお聞きします。一応、撤去、鉄路は撤去ということであります。その鉄路の跡地利用、一応南が丘、南浜近辺の横断道路とか、それは大体イメージとしては、それから駅舎のところについては今動いていますが、それ以外のいわば柏方面の所、1、2回ここで、議員協議会でも説明ありましたが。今その鉄路の跡地、一定の空間が取ります。どのように今、内部で検討されているのか、もしくは国などなどでやりとりしているのか。もうちょっとなかなか難しいかと思うのですが、

木古内、上ノ国も含めて、木古内はトロッコでしたか、あの色々活用方法も今少しずつ出てきております。全国的にも、線路そのものを使っての色々な活用と、なかなか今江差では、そこまでまたちょっと逆戻りの論議というのはなかなか難しいかと思うのですが、いずれにしても今どういう論議になっているか。ちょっと教えて頂きたいなと思っております。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

あの鉄路の関係ですが、基本的には3.8キロの区間を撤去したいという方針でございます。ただ、一方で、今小野寺議員申し上げましたとおり、あの少し遊べるようなですね、仕掛けも考えなければならぬなっているのは私共も思っております。

ただ、橋梁の5メートル、けいかん5メートル以上の橋梁については撤去の方針もありますので、どの区間を残してとかですね、そのへんもう少し内部では検討してみたいと思います。ただあの基本的、基本線は全面撤去っていうのを今の段階では、これ以上の答弁は出来ないと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、いいですか。

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第2号、日程第7、議案第4号までを一括議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第3号、江差町
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について並びに議
案第4号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてござい
ます。

平成27年人事院勧告に基づく給与及び手当の改正、地方公務員法及び地方独
立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、等級別基準職務表が給与条例
に規定することを義務付けられたことにより条例の一部を改正するものでござい
ます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第2号から議案
第4号まで、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

おはようございます。

私の方から補足説明をさせて頂きたいなという風に思います。

例年改正させて頂いております、給与条例等の改正でございますけれども、今般の
通常国会におきまして人事院勧告に伴う給与法が成立したということから提案をさせ
て頂くことと致しました。

最初に申し訳ありませんが、議案第4号の職員の給与条例の方から説明をさせて頂きたいという風に思います。議案書では11頁、資料では16頁の資料5という風になっております。条例の改正案につきましてははですね、施行日が異なることから、2つに条立てを致しまして、改正案となっております。まずあの第1条でございますけれども、給料表を平均0.36パーセント引上げ、別表のとおりとする内容でございます。同時に独自削減していることからですね、附則別表第1の方も同時に改正をさせて頂きまして、平成27年4月1日から適用されるというものでございます。

また、勤勉手当の支給率を、27年12月期におきまして100分の10を引き上げるという内容でございます。これを受けまして、条例を失礼致しました、第2条、これを受けての第2条でございますけれども、100分の10を引き上げられた勤勉手当を28年度では、6月期と12月を均等にするために各各100分の80とする内容となっているものでございます。また、あの人事院勧告とは直接関連はございませんけれども、地方公務員法等の改正によりまして、現在規則で規定している等級別基準職務表、これを給与条例の方に規定することが義務付けられたということから、別表第2として規定する改正の内容となっているものでございます。

次に、申し訳ありません、7頁の方に戻って頂きまして、議案第2号につきましては、特別職としての町長、副町長、並びに議案第3号での教育長に対する期末勤勉手当の支給率につきましても、引上げての改正となっているものでございます。三役の期末手当支給率につきましては、職員という期末勤勉手当支給率の合算となっていることからですね、前段説明をさせて頂きました職員同様に100分の10引上げられるということで、改正される手法につきましても同様とする改正内容となっております。以上、宜しくお願ひしたいと思います。

(議長)

以上で提案理由の説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

何点かお聞きします。あの先程説明ありましたが、国の方の臨時国会が昨年開けな

かったということで、えらいちょっと変則的な部分でちょっとおかしいなど、でも仕方ないですよ。国の方でそういう内金というのですか、内払というのですか、全くおかしげなやり方やっておりますが。それは宜しいです。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、まずあの江差町の場合は人事委員会が無い、無いですよ、ありませんので、国の人事委員会もしくは都道府県、市などの人事委員会では色々なあの給与だけではなくて、職員に関わることが国の人事院を受けてそれぞれの自治体で一定の論議をして市町村長に出すと、いうのがなっておりますけど。江差町の場合はある意味、内部での協議と、また組合の協議ということになるのでしょいか。ですから、それを踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

それで、今回、国の人事院もしくは国会で、臨時国会で決まった部分は、色々、色々でもないですかね。いわゆる、若年、若年というか20代30代の職員よりは、40代というか50代、国の言葉では高齢層職員の給与を抑えると。ですから平均といっても、高齢の部分はグッと少ないですね。ですから、そこら辺の組合との協議、どんな論議になったのか、ちょっとよくわかりませんが。

それから、あの人事院では、この間、フレックス、フレックタイム、これまだ町村段階では、あの絶対的な部分までは来ておりませんが、結構あの市では論議になっているところもあります。これも、組合との協議でどんな風になっているのか、ちょっと教えてもらえればなど。

併せて、これも人事院の中にありましたか。今年、今年度、今年度でないな、新年度4月以降で地方公務員法の改正で人事の評価が始まります。前もちょっとあの課長おっしゃっておいりましたけれども、これも具体的に始まります。押し並べて、給与、人事、職員の色々な問題点について、改めて内部もしくは組合との協議を経て、今回の給与改定ということになるかと思います。いずれにしてもどういう協議なってきたのか、国の人事院を受けて、江差町としてどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの給与関係につきましては、人事院勧告もそうなんですけれども、まずあの国交準拠という形の中で、国会の方で法案が通った段階で給与法につきましてはですね、提案をさせて頂いているという状況であります。

それと、今回は若年層の引上げ、それと高齢層における官民格差の解消ということもありますけれども、現実的にはあの私共の年齢等につきましてはですね、若干の引上げはありますけれども、昨年の給与改定によりまして、給料表そのものが一気に下がったということもございまして、何て言いますか、あの現給補償という形の中で整理され

ておりますので、実際的には若干上がりますけれども、実際の給料支給についてはですね、変わりはないという状況で現実的には若年層の方があの上まっているという状況になっております。

それと、フレックスタイムの関係につきましてはですね、あのどうしても町村レベルになってくると馴染みがないということもございまして、今回につきましては見送りをさせて頂いた状況であります。それと人事評価につきましては、今あの最終的な整理をしておりまして、28年の4月1日から実施するような形をとっていこうという風には思っておりますけれども、これにつきましては、まだ組合の方との協議はなされておきませんが、今後、組合との協議、内容についても協議をさせて頂いて、更には職員の方にも周知を図りながら、28年4月1日から実施をしていきたいなという風に考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

わかりました。いずれにしてもあのフレックスタイムもそうですし、人事の評価制度もそうですが、しっかりとあの町職員、組合とのあの同意といいますか、協議といいますか、それを踏まえてということの今の部分で、私もそのように思います。

それで、再質問。あの併せて国会でもこの人員、給与の部分では国家公務員の労働条件などなどがあの論議されております。これは当然だろうと思います。それで私もちょっと2点、関連でお聞きしたい。一つは、労働条件ということになろうと思うんですが、この間、私、補正予算などでやっておりましたあの勤務時間といいますか、特に超過勤務を少しでも縮減ということも含めてですね、改めて3月の議会でも聞きたいと思っておりますけれども、この場で何かこの間、特に組合等での論議も踏まえてですね、こういう風に超勤の短縮に向けて、こんな風な取り組みをすると、そういう部分があったのか無かったのかひとつお聞きしたい。

それからもう一つ、最後になりますが、これも国会でもすごい論議になっておりましたが、臨時職員。臨時職員といってもですね、あの法律的には、法律というか江差でいうと定数外職員の取扱い、規則ということになって、大きくいうと嘱託職員と臨時的任用職員と大きく言えば二つになりますが、細かいことは改めて予算審議でしたいと思っておりますけれども、今日は先程給与の改定は人事院、それから人事委員会、そして町村、で

少ない多いは別として、きちっと変えております。お聞きしたいのは、この定数外職員の賃金はどういう風になっているのか。ちょっと私わかりませんが、直近のこれ規則見たら平成22年、ちょっと私のこれが古いのかどうかわかりませんが、ここで、別表で月額もしくはあの時間給の賃金が載っておりますけれども、どういう改定状況になっているのかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの超過勤務の内容でございます。組合との交渉、交渉というか、協議というのはちゃんとなされたのかということだと思いますけれども、組合の中ではですね、超勤の方につきましても、皆さん頑張って今あの職員勤務していると、業務をしているということもございまして、なかなかそこには超過勤務を減らすということはなかなか難しいところではあるとは思いますが、あの少しでも、職員の体の面とか、そういうのも考えながらですね、減らしていく努力につきましてはですね、今後また、あの組合とそれから安全衛生委員会の中でも、協議をさせていただきたいという風に思っております。

それと、臨時職員の賃金の関係ですけれども、実はあの3月定例会の中でもあれは、規則、規則ですから、来年の4月からですね、ちょっとその規則、若干あの変更させて頂きたいと今考えております。その内容につきましては、今ある臨時職員さんの給料表につきましては、あの定額で今書いておりますけれども、ちょっと基準を作ろうかなという風に思っております。それにつきましては、国の給料表を一部引用させて頂いてですね、それが例えば人勧等あった場合についてはですね、そっちの方も職員と同様に上げていきたいという風な形で今考えているところでございます。それは4月1日からということで今予定をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。順次採決致します。

議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、江差町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第5号及び日程第9、議案第10号についてを一括議題と致します。一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、議案第5号、平成27年度江差町一般会計補正予

算(第10号)について、及び議案第10号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第11号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費等、11事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,577万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,205万6千円とするものでございます。

併せまして、債務負担行為、繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

まず、最初に補正予算第10号についてを、ご説明致します。議案書の23頁となります。まず、職員人件費にかかる補正をまとめてご説明申し上げたいと思います。先程給与条例の一部改正条例で説明がありまして、人事院勧告に伴う給与の改定をするもので、併せまして人事異動に伴う調整等の補正を行うものでございます。一般会計におきましては、23頁構成表の一番上の欄でございますけれども、職員人件費となりまして、議会費から教育費までのそれぞれの科目に計上されております人件費を一括で補正としております。補正額は970万3千円、全額一般財源でございます。

次に、下から5つ目となります、国民健康保険費特別会計繰出、それからその次の介護保険会計、介護保険特別会計繰出、並びに下から2つ目となります公共下水道事業特別会計繰出でございます。それぞれの特別会計で同様に、同様の理由から職員人件費について補正することに伴いまして、繰出金が変更となりますことから補正を行うものでございます。補正額は国保会計が172万円の減額、介護会計が240万2千円の減額、公共下水道事業会計が46万5千円の増額となるものでございます。

次に戻りまして、上から2つ目となります。ふるさと応援寄附金対策でございます。12月定例会でも補正致しましたが、その補正額を超過することとなりましたので、更に補正をお願いするものでございます。補正額は955万2千円、財源内訳は寄附金が500万、残り455万2千円が一般財源となります。

次に旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金積立でございます。先程の基金条例の制定に伴いまして、JR北海道から撤去費用として支払われた額を基金に積み立てるものでございます。補正額は1億7,404万2千円でございます。

次に、平成23年度緊急雇用創出推進事業(重点分野雇用創造事業補助金)返還でございます。資料の方、17頁、資料6となりますので、ご覧頂きたいと思います。町

が間接補助致しました事業につきまして、委託先団体において再精算した結果、補助金を返還することとなりましたことから、補正を行うものでございます。補正額は89万7千円、財源は委託先団体からの返還金でございます。

次に、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿調製システム改修(名簿登録要件変更対応)でございます。資料の方は18頁となります。選挙権が18歳まで引き下げられたところでございますけれども、転出した場合、18歳に到達しても選挙人名簿に登録されない場合がございますことから、それを解消するために法改正が行われたため、名簿システムの方も改修するものでございます。補正額は13万7千円、国庫支出金が6万8千円、残り6万9千円が一般財源でございます。

次に2つ飛びまして、檜山地域人材開発センター宿泊棟給水ポンプ修繕でございます。資料の方は19頁となります。老朽化に伴いまして、宿泊棟の給水ポンプが故障しましたため、修繕を行うものでございます。補正額は25万2千円、全額一般財源でございます。

次に1つ飛びまして、図書館資料整備でございます。先程、行政報告ございましたが、小笠原様からの寄附金にて図書を購入をするものでございます。補正額は10万円、全額寄附金となります。

補正予算第10号の補正額合計は、1億9,102万6千円、財源内訳は国庫支出金が6万8千円、その他特定財源が1億8,003万9千円、一般財源が1,091万9千円となります。

続きまして、27頁をお願い致します。第2表債務負担行為でございます。年度当初4月1日から実施しなければならない事業、委託等につきまして入札、契約等の行為を新年度が始まる前に行うために債務負担行為の議決をお願いするものでございます。役場庁舎警備委託等、7事業につきましてそれぞれ記載されております期間、記載されております限度額についてお願いするものでございます。

続きまして、38頁、39頁となります。給与費明細書でございます。人件費を補正致しましたことから、明細書についても変更してございます。内容は記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、40頁をお開き願いたいと思います。先程、ご説明致しました債務負担行為の当該年度以降の予定額の調書となります。こちらの方も内容記載のとおりということで説明は割愛させていただきます。

次に、補正予算の第11号をご説明致します。議案の方は、議案目次(その2)、資料の方もナンバー2の方となります。議案目次その2の3頁構成表をお開き願いたいと思います。資料の方はナンバー2の1頁となります。

江差小学校屋内消火栓ポンプ取替修繕でございます。屋内消火栓に水を送るポンプでございますが、先週12日金曜日に動作しないことが判明致しましたので、取替するための経費の補正をお願いするものでございます。補正額は、475万2千円、全額

一般財源でございます。

続きまして、7頁をお開き願いたいと思います。第2表繰越明許費でございます。屋内消火栓のポンプの取替でございますけれども、受注を受けてからの生産となり、納品までにおおよそ3カ月程度かかる見込とのことでございます。従いまして、27年度中に完了することが出来ない見込のため、繰越明許をお願いするものでございます。繰越金額は補正額と同額でございます。以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

2つお聞きします。2つと言いますか、2つになりますが。項目でいうと、最初にまず一番、最後に出ました資料、追加で出ました江差小学校の消火栓の関係、それから関連で一緒に檜山人材開発センターの宿泊棟の部分、2つですが、ちょっとひとつ一緒にお聞きします。

それで、まなびつくの方はちょっと資料見ますと、昭和59年の建設時から31年が経過しており、と。たぶんこの間一度も替えないでこういう風になったのかなと、この説明を見れば、ですね。それから、今日追加提案になりました江差小学校、これはちょっと資料読んではよくわからないのですが、どの程度の老朽化、老朽化になる期間だったのかですね、ちょっと教えてもらいたいのですよ。これ学校の方なのでしょうかね。

それで、総じて教育委員会の所管であろうと、どこであろうと、総じてこれやっぱり財政だろうと思うのですが。これは、通常運用してれば、何も問題なかったのだけれども、何か突発的なことがあってこういう故障が起きた、ということではきっとないですよ。要するに、古くて、古くなって、普通だったらもっと前に一定の年数経てば取り替えて、これもう、何回も言っているからもう分かりますね。課長。斉藤課長。分かりますね、私の言いたいこと。どうしてこういうことが起きるのかなと思うのですよ。調べてないのですか、これ。それとも、突発的なことがあって、いやいや普通だったらまだもつのだけれども、ところが予期しないことがあったからこんなことになったのだ。もうちょっと分かりやすく教えてください。何でこんなことが起きるのか。要するに、要するに、水道管だろうと何だろうと、傷んで破裂して何かがないとこういう風に直さない。これもしね、大事故になったらどうするのですか。屋根が飛んだだって同じですよ。全部同じ。私ね、根本的に何も変わってない。全てに関わりますね、これ全て。ちょっと教えてください。

それから、最後になりますが、あの第2表の債務負担行為。スクールバスの関係、こ

れも私何回も言っていますが、それでちょっと教えてください。スクールバス、小学校で1,350万、中学校で1,350万、これ要はすぐ使うということで、単年度で、1年間で1,350万、2年かけて丸2年で1,350万でないですよ、1年で、1年で1,350万ですよ。それでちょっとお聞きしたいのですが、教育委員会というかまずは向こう見てお聞きしますけれども。27年、あの平成でいうと27年の当初で確か小学校でいうと、1,500万だったと思うのですよね、当初で。それから、中学校で、当初で、1,500万だったと思うのです。ですから、決算がどうなるかともかく、新年度は子どもさんの数が減ったのか、運行の距離が変わったのか、何が変わったのかわかりませんが、減額見込ということで捉えていいのか、ちょっとその経過教えて頂きたいと思います。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

あの、施設、設備、老朽化進んでいるのは承知しているところでございますけれども、財政状況が色々と許さない事情もございまして、緊急度合いですとか、担当課の考え方ですとか、そういったものを総合的に判断しながら、施設の維持補修を行っているところでございますので、その辺をご理解頂ければと思います。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

江差小学校の消火栓ポンプの関係でございます。これにつきましては、1月14日の午後に、消火栓ポンプ室に水が溢れました。廊下の方にも水が溢れ出したということで、早急にあの復旧作業に努めました。この原因についてはですね、恐らくあの当日地震が発生した日でございます。その地震、12時過ぎに発生したのですが、午後に、この水が溢れだしたということで原因というか、内容は保水槽への給水バルブ、そこがちょっと、ヒビが入って水が溢れだしたということでございます。その部分については、1月29日にバルブの取替の修繕を実施しました。その後ですね、放水試験のためにですね、他の漏水箇所がないか、給水管だとか排水管の部分を調査行いまして、2月12日に放水試験のためのあの消火栓ポンプ、今直すポンプですが、その起動した際にですね、本体部分のポンプが回転せずに、圧が上がらない、という状況が確認されてございます。

この故障の原因については、断定はできませんが、その時のあの地震当日の水が溢れたことでポンプにあのバルブが破損した、溢れた水が浸かったということがありまし

て、それが原因でないかという風に考えられております。確かにあの年数にしましては30年経過して、古いものなのでございますが、消防施設の保守点検については、機器点検と総合点検ということで年2回行っております。これについて、8月に実施した機器点検の際にはですね、ポンプの部分については正常に動作していたということでの確認はしておりますので、恐らくその水に浸かったことが原因かなという風に感じてございます。

それと、スクールバスの関係です。前年よりですね、減額ということでございますが、この部分については教育委員会として、前からも質問ございました。バスの購入で減額になるのか、色々そういうこともあの検討を致しました。その結果ですね、バスの運行方法についてちょっと見直しを出来るということで、現在、小中学校の下校便については2台で2往復をしていたものを、小学校と中学校の下校時間、ちょっと今ずれているのですが、その部分を調整することによりまして、あの1台で3往復ということが可能になりました。それで、下校便1台減らすことによりましてですね、経費の節減を図られる、図れるということで、年間300万ほどの減額となる予定でございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。まず、そのまあ老朽、全般的に老朽といいますか。あの結果的に江差小学校も原因は老朽、老朽というか、30年というのが私よく分かりませんが、結果的には地震が主たる原因ではないか。

それで、財政課長、ちょっとお聞きしたいのですよ、この際ですからね。あの、まなびっくの宿泊棟も、今の江差小学校もそうですけれども、ちょっと私分かりません、専門的なこと。こういうものって、その何かで水が漏れたとか、破裂したとかというよりも何よりも、物ごとってというのは普通、何年は経ったら定期的に取り替えると、というのは当然ありますよね。ただしそれが、例えば法的に義務付けられているかいらないか、後は今おっしゃいましたけども、財政的な観点、色々あります。ですからあくまでも法的に取り替えるものは当然ちゃんと取り替えている。ですからそれはちょっと論議別として。問題は、一定の目途でそれを取り替えるかどうかというのは財政の問題だということになろうと思います。

じゃあちょっとお聞きします。今すぐ取り替えるかどうか、財政の問題で、ちょっとすぐ手付けられないとしても、一定のこういうもの、例えば何年経ったら大体更新時期なのだと、いうのは当然こういうもの水回りも含めてあると思うのですが、そういうのは内部的に資料としてきっちり江差町内の全ての公的なものの水回りなどなど、ライフラインに本当に何かあったら命に関わると、そういうものについて一定年度経ったら、本来であれ

ばこれが更新時期なんですよって。そういうのってどうなっているのでしょうかね。しかし、財政が今なかなか厳しいから、結果的には20年のものが30年になっているとかって、そういうの、バツと分かるのですか。それとも、結果的にはこの前、水堀でそれこそ地震で水道管が破裂したっていうのがありましたよね。あれだって、何なのかなと。何であの位の震度で水道管が破裂するのか、よく分かりませんが。そういう部分って内部として、きちっと押さえているのですか。その結果、予算があるないは次の問題になるでしょう。同じこと結果的に繰り返しちゃうと私は思うのですが、それどうなっているのか。

それからもう一つ、バス、わかりました。あの結果的には内部の検討で今年ですと、今年というか27年度ですと、3千万が新年度ですと、このままいけば2,800万、2,700万だ。3千万が2,700万と。しかし、しかしですね、何回もいきますね、この今日、これ出ているからちょっとお聞きしますよ。小学校、中学校、朝の登校、晩方の午後の下校、大きくいうと2回、2回で1年間365日ですけど、何日使うのでしょうか、200日位でしょうか。それで、毎年この3千万、3年前までは800万、900万で、今のバスの事業の関係で去年あたりから高くなったのでしょうか。いずれにしたってですね、3千万、1年間に3千万のお金を払ってやるということを、本当にこのままでいいのか。内部の努力は分かります。しかしこれ、こんなこと繰り返してね、本当に自前でバスを持って、運行を委託するとかっていうことも含めて、私あの何回か言っていますけれども、今ね、ちょっと全国の色々調べたらね、結構やりくりしていますね。町有バスを持ったとすれば、朝と晩方の登下校以外に日中ですと福祉的な移送的なものにも使えるとか、総合的に使う、私何回も言っていますが、あのこういう移動の総合的な活用、ですから単に教育委員会だけの問題ではなくて、江差町これから高齢化迎えるに従って、免許証も使えないと、運転できなくなるとか、バスもすべからず路線バスがあるわけではない。買い物などなど、福祉目的などなども含めた総合的なことをね、毎年3千万、もっとも活用できるのではじゃないのかなっていう部分については内部の検討があったのでしょうか、なかったのでしょうか、お聞きします。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

ポンプ他設備、施設の設備の更新のタイミングっていうのは把握してございません。担当課の方で点検や補修をしながら、小破の修繕をしながら稼働しているところでございますけれども、稼働している間はギリギリまで、ギリギリの判断という中で更新時期を都度見定めているところでございます。その中で、度合いが高くなってきたものにつきましては、当然、財政事情に鑑み、財政事情に関わらず、更新交換そういった措置

をとってるものでございます。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

あの私の方からまず1点目、今財政課長の部分のいわばこの施設の給排水だけではないのですけれども、小野寺議員おっしゃる部分は当然そういう耐用年数を含めた中での計画的な修理修繕やることで大きな出費も含めてですね、あの抑えられるのではないかという観点もあるだろうという風に思っています。

ただ言えることは、各施設の所管ごとに、それぞれ本体のこの機械であったり、それぞれの部品をそろそろ交換した方がいいだとか、そういった指摘はですね、例えば年1回の検査であったり、そういった点検の中で所管課が聞き取りをして、それをもってやはり緊急性があるのか、もう2、3年後を目途に取り替えた方がいいのではないかと、こういったこともその事業者の方からも頂きながら対応しているというのが現実でございますので、それらの部分の、小野寺議員のおっしゃる部分については十分あの理解はしているところでございますが、現状はそういうことだということですよ。

それから、バスの方、少しあのトータルとしてお話ししますと、小野寺議員、あのスクールバスもそうですが、路線バスもそうなのですが、今まではまたスクールバスはまたこの補助路線という形で一定の基準の中で金額が定まるわけですが、スクールバスは前までは競争入札的にいかに安く運行されるかと、こういうことでありましたが、数年前、今回も大きな事故ありましたけども、一定の基準でいわば運転手の賃金やら運行時間定めて国の定める額に応じてきちっと運行しなさいってことですから、それをきちっと順守しなければならぬ関係で額が上がった、ここはあのポイントだという風に思います。ただ、直営で運行したらいいのか、委託がいいのかっていった論点もありますので、可能な限りやっぱり直営で運行するとすれば、色々なまたリスクも背負うわけですし、あのバスの購入経費、運転手、そういったところも含めてですね、あのトータルとして考えなきゃない。ただ、スクールバスに限定していいですよ、学校の登下校時間、更にはクラブ活動、試験ある、冬休み、夏休みある、色々な小学校、中学校の時間差もある。そういったトータルでの、うちは運行してございますので、ここでの混乗であるとか、一般の人が乗り降りすることでのまた父兄の理解も得られない、なきゃならないことだとか、路線バスとの時間との差だとかそういったことも含めてですね、そう簡単ではないだろうと、このように思っています。あのおっしゃる部分については、十分理解しているつもりでございますが、そういう現状であるということでございます、はい。

(議長)

はい、小野寺議員いいですか。

「小野寺議員」

はい、宜しいです。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

「室井議員」。

「室井議員」

はい。ご苦労さんです。すいません、あの簡潔に。

JR跡地の基金条例ですね、これあの目的第1条に載っているとおり、他に基金を活用することはできないということになります。それでですね、説明会、今まで全員協議会、色々な説明会行ってきましたので、大体概要は分かっています。あとはですね、この1億7,400万にいかにか付加価値を付けて事業展開していく。地域の色々な課題、それから江差町の課題に対してですね、どういう風にこの1億7,400万の原資プラスですね、付加価値を付けていくってことは、これから検討なされると思いますが、これなるべく、あのすぐやらなきゃ、来年度からやらなきゃならない事業がもうありますけれども、なるべく早い機会に、全体像をやっぱり町民に示していくということが大事じゃないかと私は思います。それでその根本的な考え方として、これ私はこういう風に思います。色々な施設やるのは、町で建てるのは、それは当然やるべきことは当然やって結構ですけども、問題はですね、維持管理まで全てですね、やっぱり江差町でやるっていうことはですね、これちょっとやっぱり考え方を、やはり根本的に少し考えていく必要があるのかなと。民間を、要するに元気にしてくってことも当然考えながらですね、やっぱり指定管理者を活用するとかですね、そういうことを念頭にして、色々な事業計画、これから作っていかなきゃならない。ここが極めてですね、大事なことだなと、根本的に私は思うのですけども、あの具体的なことはですね、色々考えると思いますけど、基本的には私は早い時期に全体像を1億7,400万に付加価値付けた事業の全体像を早めに計画して出してほしいというのが一つと、その根本は全て町でないのだよ、と。やっぱり民間にも頑張ってもらうのだよ、と。民間のそういう活力も利用するのだよ、と。そういう制度を活用していくっていうこの2点を、基本的にこれから考えていくべきだと思い

ますけど、ご意見ありましたらどうぞ答弁してもらいたいと思います。以上です。

(議長)

副町長、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

JRの跡地基金の活用方策でございますが、これまでも議員全員協議会でもお話ししていますとおり、極力1億7,400万にプラス国或いは道の補助金を活用しながら、2億、3億といった、事業規模にしながらかの全体像を考えていきたいと思っております。

また、スケジュールでございますが、今現在あの財政と私共の内部で、財政シミュレーションを作っております。1億7,400万を道路或いは団地或いはレクリエーションゾーン、また橋梁の撤去、どういうところに張り付けながらですね、事業展開をしていくかというのを、今シミュレーション作っておりますので、それがある程度出来ましたら早い時期に議会の方にも示していきたいなと思っております。

また、あの全体のその民間の力も借りながら、というお話でございます。先程、小野寺議員の質問にもございました、鉄路撤去、全て撤去するのか、或いはそこに遊び場を作るのか、そういった観点からも、そういう民間の方々をお願いする場面も出てくるかもしれません。その時になりましたら、また皆さんにご相談させて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

いや、ちょっといいですか、議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

わかりました。あのそれでですね、これはあの根本的に私は考えて欲しいなと、ちゃんと頭に入れて対応して欲しいなと思うのは、これはあくまでもJR、公共交通機関のですね、本来はJRが解体しなきゃならないのは、それは江差町に受託事業としてよこす、その分の補助金をよこしますよ、とこういうことですから、だから解体だけで終わるのではなくて、やっぱりそういう将来の公共交通機関というもののですね、ことも考えながらですね、念頭に色々な計画考えてもらいたいと思っておりますが、具体的なことは今申

し上げませんが、そういう風に思いますけど、如何でしょうか。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まさしくあの室井議員のおっしゃる通りでございます、JRから頂いた原資を元に、あの廃線跡地をあの地域の活性化につながるような仕組みをあの内部、或いは皆さんのご意見を頂きながら、整理していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

「室井議員」

よし、最後に。いいですか。よし、あの。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

「室井議員」。

「室井議員」

それですね、議長、はい、いいですか。あの課長ですね、なるべく、検討して早めにね、あの100パーセントのものでなくても結構ですから、こういうことやりたいんだっていうことを、やっぱり町であの作ってもらおうと。そして自分たちが、あの出来なかったら、色々なところをお願いしながらですね、そういう原案、ものを基本的な考え方を作ってもらえば、私たちもね、色々な議員として、当然そういうものを町に対して、あれば少しでも力を出して、そういうのを実現するために、頑張りたいとこういう思いがあるから私今、課長言っているのですよ。ね、細かいことは言いません。こういうものやりたいんだっていうのを、ちゃんと作ってもらいたい。今のJR跡地のことだけでなく、そういうもの含めてですね、作ったものに対しては色々な私たち出来る立場で、支援していきたいとこういう風に思うのですが、課長如何ですか。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

ありがとうございます。これまでも町では陣屋団地、駅舎の跡地の団地、或いは道路については、外部に委託をして今概略設計、或いはこれから色々な動きが出てくると思います。またあの、駅舎というか鉄路跡地ですね、全体のゾーニングにつきまして

は、これから本格的にどういう内容にしていくのか、詰めの作業が出てきますので、その時点でまた我々の力の及ばない部分につきましては、他の力を借りるといった手法も取り入れながら検討して参りたいと思います。

また、まちづくり全体のことで、基本的には内部で方針は固めていきますが、あくまでも私共のまた違う観点からのですね、あの議論も或いはアイデアもあると思いますので、その辺につきましては、内部できちんとまず方針を出して、その後、外の力を借りるのかを検討して参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号及び議案第10号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第10号)及び(第11号)について、一括して採決致します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

議員全員であります。

議案第5号及び議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第6号から日程第12、議案第8号まで、一括議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、議案第6号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について及び議案第7号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第5号)について並びに議案第8号、平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、平成27年人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の増減による補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第6号から第8号まで、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、最初に、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。おはようございます。

それでは、あの議案第6号について補正説明をさせていただきます。議案書の52頁、53頁をお開きください。給与費明細書で説明致します。給与費の給料が135万7千円の減額、職員手当が8万4千円の増額となります。そして、共済費が44万7千円の減額となり、給料、職員手当を合わせまして172万円の減額補正となります。財源内訳は全額一般財源からの繰入金となります。なお、減額補正となりますので、一般会計に対しまして、戻し入れという形になります。以上、説明にかえさせていただきます。

(議長)

はい、次に、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明させていただきます。議案書57頁、予算構成表でございます。事業名、職員人件費、補正額は240万2千円の減額です。その他特定財源は一般会計繰入金でございます。内容は人事異動に伴う職員人件費の減額と人事院勧告に伴う職員人件費の増額を調整した結果、240万2千円の減額が生じたものでございます。

66頁の給与明細書をご覧ください。2、一般職(1)総括でご説明致します。給料で102万7千円、職員手当で99万1千円の減、合わせまして201万8千円の減額となります。また共済費が38万4千円の減額となりますので、合計で240万2千円の減額となるものです。67頁に給料と手当の明細が記載されておりますので、ご覧頂ければと思

います。以上で補足説明と致します。

(議長)

はい、次に、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から議案第8号の公共下水道事業特別会計についてご説明致します。議案書の71頁になります。こちらにつきましても、同じく人勸による給料の改定併せまして人事異動に伴う調整の補正をするものでございます。補正額は46万5千円の増額でございまして、その他特定財源につきましては、全額一般会計からの繰入金でございまして、

続きまして、議案書の80から81頁をお開きください。給与費明細書に一般職の(1)総括でございまして、内訳と致しまして、給料が13万3千円、職員手当が27万5千円、共済費が5万7千円の合計46万5千円となるものでございまして、81頁の給与及び職員手当の増減額の明細に内容が記載されてございまして、ご確認頂ければと存じます。以上、補足説明になります。

(議長)

以上で提案理由の説明がありました。質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決致します。
議案第6号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)につ

いて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第7号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第8号、平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第9号、平成28年3月1日から同年3月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、平成28年3月1日から同年3月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。

先程、行政報告で申し上げました、元産業振興課職員の江差町地域農業再生協議会の会計着服の不祥事に際し、町民の皆様にご迷惑と、そして町政への不安を与え信頼を損ねたことにつき、町長としてその責任の重大さに鑑み、職員の事務を監督するべき立場にある副町長とともに、給料1カ月を20パーセント減額する条例をご提案申し上げるものでございます。

改めまして、町民の皆様並びに議会の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第9号、平成28年3月1日から同年3月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で本臨時会に付議された案件は、全て議了致しました。
これで会議を閉じます。
平成28年第1回江差町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦労さんでした。

閉会 11:24